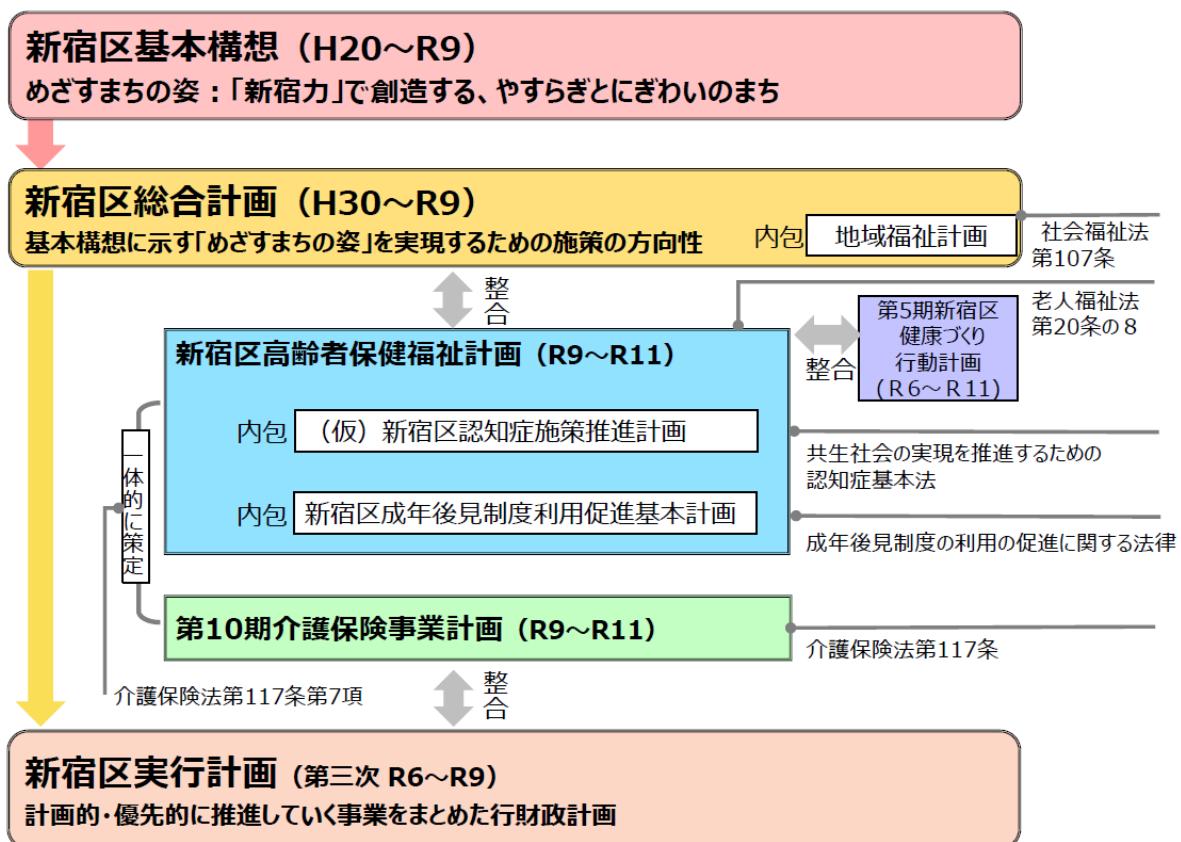


新宿区高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の方向性について(案)

1. 計画の位置付け

- 本計画は、老人福祉法第20条の8に規定される高齢者保健福祉計画と、介護保険法第117条に規定される介護保険事業計画を一体的に策定するものである。
- 本計画は、「新宿区基本構想」及び「新宿区総合計画」に掲げる目的を実現するための個別計画の一つとして策定するとともに、行財政計画である「新宿区実行計画」や「新宿区健康づくり行動計画」等の個別計画との十分な連携の下に推進するものである。

【概念図】



2. 計画の策定目的

○ 「新宿区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、高齢者の自立を支援し、高齢者が尊厳をもって、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けるため、区の高齢者保健福祉施策及び介護保険サービス体制整備における基本的な考え方や目標を定め、その実現に向けた施策を体系的に整理するとともに、取組の方針性を明らかにすることを目的とする。

3. 次期計画について

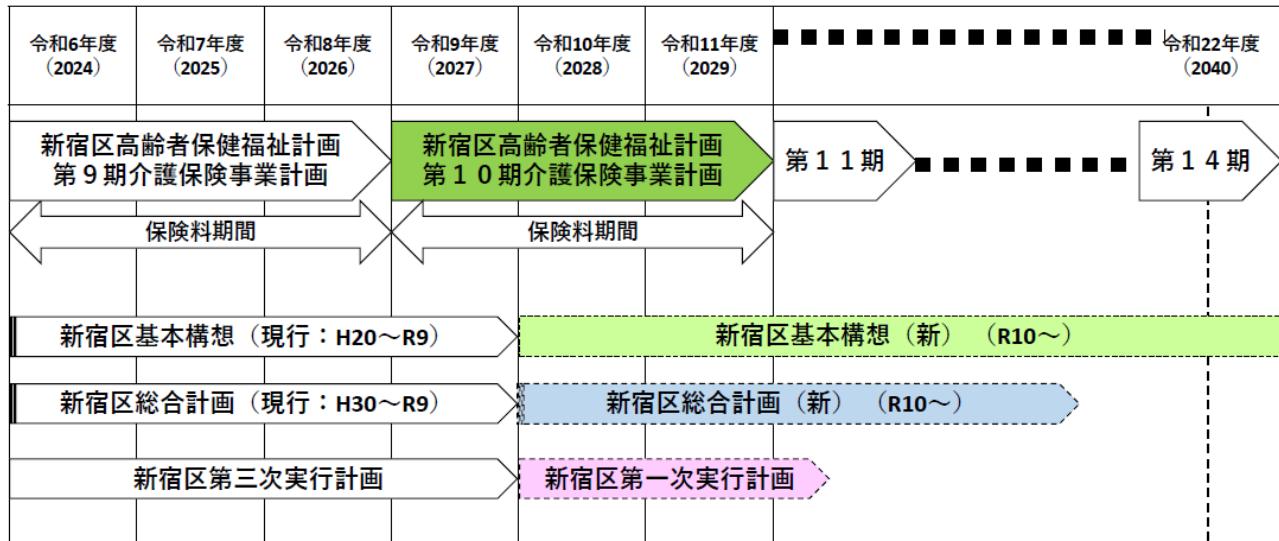
(1) 方針

新たな新宿区基本構想・総合計画の策定を控えていることから、令和 9 年度からの次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の体系については、第三次実行計画を踏まえた今期計画を踏襲することを原則とする。

また、次期計画については、令和 10 年度からの新たな新宿区基本構想・総合計画(第一次実行計画)の内容を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。(次期計画期間中もしくは令和 12 年度からの新宿区高齢者保健福祉計画・第 11 期介護保険事業計画に反映)

(2) 計画期間

○ 令和 9 年度から令和 11 年度までの3年間を計画期間とする。



(3) 基本理念

「だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会をめざす」

(4)めざす将来像

- 新宿区総合計画に掲げている“めざすまちの姿”を、高齢者保健福祉計画においても同様にめざす将来像として位置付ける。

心身ともに健やかに いきいきとくらせるまち
だれもが互いを尊重し 支え合うまち
支援が必要になっても 生涯安心してくらせるまち

(5)基本目標

【基本目標1】 健康づくりと介護予防・フレイル予防をすすめます
【基本目標2】 社会参加といきがいづくりを支援します
【基本目標3】 支え合いの地域づくりをすすめます
【基本目標4】 最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすための相談・支援体制を充実します
【基本目標5】 安全・安心な暮らしを支えるしくみづくりをすすめます

(6)重点施策

【重点施策Ⅰ】 健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進による健康寿命の延伸
【重点施策Ⅱ】 地域で支え合うしくみづくりの推進
【重点施策Ⅲ】 認知症高齢者の支援体制の充実

(7)高齢者保健福祉施策体系(案)

資料3-2のとおり